

指定認知症対応型共同生活介護事業所 「なごやか」重要事項説明書

令和7年5月1日現在

社会福祉法人 太陽の里
グループホーム なごやか

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 太陽の里
代表者名	理事長 中井 大樹
所在地・連絡先	(住 所) 三重県松阪市若葉町 8 0 - 5 (電 話) 0 5 9 8 - 5 1 - 2 5 5 5 (F A X) 0 5 9 8 - 5 1 - 8 0 3 8

2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム なごやか
所在地・連絡先	(住 所) 三重県松阪市垣鼻町 1 6 3 8 - 1 5 (電 話) 0 5 9 8 - 2 5 - 6 5 5 1 (F A X) 0 5 9 8 - 2 5 - 1 1 3 2
事業所指定日	平成 2 1 年 1 月 1 0 日
事業所番号	2 4 9 0 7 0 0 0 8 1
管理者の氏名	奥田 加代子

3. 目的及び運営方針

(1) 目的

認知症対応型共同生活介護事業は、要介護（要介護 1 ～ 5）の状態にある認知症の高齢者の方に、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(2) 運営方針

認知症対応型共同生活介護は、要介護状態にある認知症高齢者の方が、「家」で生活しているような家庭的な環境のなかで、人間として尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるような温かい共同生活住居を目指します。また、個々人の自立生活を支援し、地域の中で、支え合いながら普通の暮らしができるようにご支援します。

4. 設備の概要

敷 地		2 2 2 7 . 4 9 m ²
建物	構造	鉄骨造
	延べ床面積	3 2 6 . 8 8 m ²
	利用定員	9 名（1 ユニット）

(1) 居室（全室個室です。）

9 室 1 室あたりの面積 1 2 . 9 6 m²（うち、物入れ 1 . 6 2 m²）

(2) 共用施設の概要

居間・食堂・キッチン・浴室・トイレ

5. 職員の体制

職員の職種	人数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等
		専従	兼務	専従	兼務		
ホーム長 (管理者)	1名		1名			介護福祉士 介護支援専門員	※認知症対応型サービス事業管理者研修 ※認知症介護実践者研修
計画作成 担当者	1名		1名			介護福祉士 介護支援専門員	※認知症介護実践者 研修
介護職員	7名	6名	1名			介護福祉士	

6. 勤務体制

昼間の体制	3人（1ユニット3人）	
	早出	7時30分～16時30分
	遅出	9時30分～18時30分
	日勤	8時30分～17時30分
夜間の体制	1人（1ユニット1人）	
	夜勤	16時30分～翌9時30分

7. サービスの概要

地域密着型サービス

原則として、松阪市の被保険者のみがサービスを利用できます。

8. サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

① 認知症対応型共同生活介護のサービス内容

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理相談、援助等が、包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（厚生労働省告示による。）が自己負担となります。

◎なごやかサービス利用料金一覧表(法令等で定められた負担割合でのお支払いとなります)

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	765 円/日	801 円/日	824 円/日	841 円/日	859 円/日
各種加算	・ 初期加算＝30 円/日 入居日から 30 日以内の期間について算定 ・ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）＝18 円/日 ・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）＝所定単位数に 18.6%を乗じた単位				

基本料金		各種加算		1ヶ月合計金額	
	円	+	円	=	円

以下の費用は、利用料金の金額が実費負担となります。

○家賃 月額 50,000 円

○その他の費用

食費	朝食 330 円、昼食 500 円、夕食 500 円、おやつ 100 円
水道・光熱費	月額 15,000 円
娯楽・日用品費	月額 7,000 円

《注意事項》

- ※1 家賃、水道・光熱費、娯楽・日用品費は月額となります。但し、病気等入院した場合は水道・光熱費、娯楽・日用品費は日割り計算した料金を、家賃は月額の料金をお支払いいただきます。また、利用者が契約終了日までに居室を明け渡さない場合は、契約終了翌日から、居室を引き渡すまでの間の家賃（日割り計算）をお支払いいただきます。
- ※2 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要な事項を記載した「サービス証明書」を交付します。法令の変更により介護保険の給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

9. 金銭の管理について

- (1) グループホーム「なごやか」は、入居者の現金及び預貯金の管理、財産の管理運用等の金銭管理は原則として一切行ないません。
- (2) ただし、入居者が日常生活に必要な個人の物品、医療代（診察代・薬代）、理・美容代、外食代の支払い等に充てるお小遣い（1 万円程度の小口現金）については、ホームにて

管理させていただきます。毎月末締めとし、翌月利用料請求書郵送時に明細書を同封し入居者（契約者）に通知するものとします

なお、残金が少なくなってきたらご連絡させていただきます。

10. 利用料金等のお支払い方法

毎月、10日までに「8 サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用明細書により御請求させていただきます。毎月、15日までに下記の方法でお支払い下さい。

ア 窓口での現金支払い

イ 口座引き落とし（本人名義の普通預金口座からの引き落とし）

・・・通帳と銀行印をお持ち頂き、手続きをさせていただきます。

なお、領収書の再発行は致しませんので、領収書は大切に保管して下さい。

11. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所苦情相談窓口	解決責任者 奥田 加代子 ご利用時間 8時30分～17時30分 ご利用方法 電話（0598-25-6551） 面接または苦情箱（玄関に設置）
介護保険サービスの苦情相談窓口	松阪市健康福祉部介護保険課 受付時間 8時30分～17時00分 ご利用方法 電話（0598-53-4058）
福祉サービスの苦情相談	三重県福祉サービス運営適正化委員会 受付時間 9時00分～17時00分 ご利用方法 電話（059-224-8111） ※祝日と年末年始を除く月～金曜日
介護サービスの苦情相談	三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係 受付時間 9時00分～17時00分 ご利用方法 電話（059-222-4165） ※祝祭日を除く月～金曜日

12. 協力医療機関

医療機関	名称	医療法人 桜木記念病院
	所在地	三重県松阪市南町443番地の4
	診療科	内科
	電話番号	0598-21-5522
歯科	名称	村田歯科クリニック
	所在地	松阪市五反田町4-1121-13

眼科	診療科	歯科
	電話番号	0 5 9 8 - 2 6 - 6 4 7 4
	名称	カイバナ眼科クリニック
	所在地	松阪市垣鼻町 1 6 3 8 - 2 1
	診療科	眼科
	電話番号	0 5 9 8 - 2 1 - 5 2 2 2

13. 夜間緊急時の対応機関

名称	特別養護老人ホームまごころ苑 特別養護老人ホーム第2まごころ
電話番号	0 5 9 8 - 5 0 - 2 5 5 5 0 5 9 8 - 5 0 - 2 5 8 8

14. 事故発生時の対応

介護の提供により事故が発生した場合は、下記に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

利用者の家族又は契約者	契約書にご記入頂いた連絡先に電話します
被保険者証の市町村	0 5 9 8 - 5 3 - 4 0 9 0 （松阪市の場合）
三重県健康福祉部長寿介護課	0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 3 5

なお、入居者に対して当所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

15. 入居に当たっての留意事項

来訪・面会	○面会時間 8時30分～19時00分 面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。（また、面会簿に記入をお願いします。） ○来訪者が宿泊される場合には、必ず前もってご連絡下さい。 なお、来訪される場合、お酒の持ち込みはご遠慮下さい。
外出・外泊	○外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を届出用紙にご記入下さい。 ○3日前までにご連絡いただかないと、欠食扱いになりませんのでご注意ください。
喫煙	○ホーム内での喫煙はご遠慮ください。
所持金の持込み	○入居の際の居室への金品の持ち込みは、固くお断り致します。ただし、特別な理由がある場合は、届け出て下さい。
宗教活動 政治活動	○ホーム内での他の入居者に対する執拗な宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
持込み品	○入居にあたり仏壇、家具等の持ち込みは、ご相談に応じます。
動物飼育	○犬・猫等個人でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

入院	○入所契約書第22条「利用者の入院」を御覧ください。
----	----------------------------

16. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

1年に1回もしくは2年に1回、地域密着型サービス外部評価を受審し、自己評価も実施しております。

外部評価とは、グループホームの提供するサービスの質を、公正・中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価するものです。評価を通じて、自らのサービスの特徴や改善点等を明らかにした上で、サービスの質の向上につなげると共に、評価結果等を広く公表することにより、利用者の皆様方のサービス選択に役立つ情報となることを目的としています。

評価結果は当事業所玄関にて閲覧して頂くことが出来るようになっております。

17. 守秘義務と個人情報の利用について

- (1) 事業者及び従業員は、施設サービスを提供する上で知り得た入居者及び身元引受人等の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- (2) 事業者は知り得た入居者及び身元引受人等の個人情報を、以下の利用目的に限って利用できるものとします。
 - ① 事業所への入所・退所の手続き
 - ② 介護保険請求の手続き
 - ③ 医療機関への情報提供（受診が必要なとき）
 - ④ 介護保険事業所への情報提供
 - ⑤ ケアプラン作成、カンファレンス
 - ⑥ 損害保険への情報提供（必要時）
 - ⑦ 介護保険サービスの提供資料
 - ⑧ 事業所での掲示物への利用（事業所発行の新聞、レクリエーションの写真掲示等）
 - ⑨ 法にて利用が許可されている事項

18. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - ④その他、虐待防止のための必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業員及び擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	住所	松阪市若葉町 8 0 - 5	
	事業者（法人）名	社会福祉法人 太陽の里	
	事業所名	グループホーム なごやか	
	(事業所番号)	2 4 9 0 7 0 0 0 8 1	
	代表者名	中井 大樹	印

説明者	職名		
	氏名		印

私は、重要事項説明書に基づいて、認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所		
	氏名		印

身元引受人	住所		
	氏名		印